

令和4年12月  
大東市議会  
定例会議会議案

条例新旧対照表  
【当初追加】

## も く じ

・議案第 9 1 号	大東市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	
	大東市職員の定年等に関する条例-----	1
	大東市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例-----	1 5
	大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に關 する条例-----	1 7
	大東市職員の育児休業等に関する条例-----	1 7
	大東市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例-----	1 9
	大東市職員の退職手当に関する条例-----	2 3
	大東市一般職の職員の給与に関する条例-----	4 1
	大東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例-----	5 5
	大東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例-----	5 7
	(附則改正)	
	大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例-----	5 7
・議案第 9 2 号	大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
	(1) 公布の日施行分	
	・大東市一般職の職員の給与に関する条例-----	5 9
	・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例-----	7 9
	・大東市長等の給与に関する条例-----	8 1
	(2) 令和 5 年 4 月 1 日施行分	
	・大東市一般職の職員の給与に関する条例-----	8 1
	・大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例-----	8 3
	・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例-----	9 3
	・大東市長等の給与に関する条例-----	9 3

## 議案第91号

大東市職員の定年等に関する条例  
大東市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例  
大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例  
大東市職員の育児休業等に関する条例  
大東市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例  
大東市職員の退職手当に関する条例  
大東市一般職の職員の給与に関する条例  
大東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例  
大東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例  
大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

### 新

(大東市職員の定年等に関する条例)

#### 目次

第1章 総則 (第1条)

第2章 定年制度 (第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制 (第12条・第13条)

第5章 雑則 (第14条)

#### 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に

## 主要改正点

- ・地方公務員法等の改正により、職員の定年を引き上げること等に伴い、関係条例の規定を整理したこと。

## 新旧対照表

### 旧

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

## 新

関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 定年制度

第2条 (略)

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を越えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が、高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合にお

## 旧

第2条 (略)

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、医師の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員にかかる定年退職日の翌日から起算して1年を越えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が、高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務にかかる勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合にお

## 新

いて、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第5条 (略)

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）第13条第1項及び大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和40年条例第17号）第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職（医師が占める職を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任

## 旧

いて、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員にかかる定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

第5条 (略)

## 新

(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等  
をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等  
をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等  
をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障

## 旧

## 新

が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由

## 旧

## 新

があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができる  
ができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこ  
の項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員につい  
て前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された  
当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期  
間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定  
により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければな  
らない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動  
期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等  
をするものとする。

### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その  
他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）を  
した者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤  
務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占め  
る職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時  
間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間  
ある職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、  
年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相  
当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤  
務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した  
者であるときは、この限りでない。

## 旧

# 新

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（本市が組織する一部事務組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。この場合において、前条ただし書の規定を準用する。

## 第5章 雑則

### (委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

1 ～ 3 (略)

### (定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に定める字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、大東市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 年条例第 号）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師である職員については、前項の規定にかかわらず、その定年は、年齢65年とする。

### (情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び前項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供

# 旧

### 附 則

1 ～ 3 (略)

## 新

及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。) (情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員 (異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員 (以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)) にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度 (当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)) において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

### (大東市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例)

第1条 ～ 第2条 (略)

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6か月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額 (大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第19号) 第11条から第13条までに規定する報酬の額を除く。)) の10分の1以下に相当する額を、給与から減じるものとする。この場合において、その減じる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減じるものとする。

第4条 ～ 第5条 (略)

## 旧

第1条 ～ 第2条 (略)

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6か月以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額 (大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第19号) 第11条から第13条までに規定する報酬の額を除く。)) の10分の1以下に相当する額を、給与から減じるものとする。

第4条 ～ 第5条 (略)

## 新

### (大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例)

第1条 ～ 第15条 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員についての適用除外)

第15条の2 第5条、第5条の3及び第15条の規定は、大東市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第14号)第12条又は第13条の規定により採用された職員及び大東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年条例第4号)第4条の規定により採用された職員には適用しない。

2 (略)

第16条 ～ 第19条 (略)

### (大東市職員の育児休業等に関する条例)

第1条 (略)

(育児休業をすることができない職員)

第2条 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 大東市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第2条の2 ～ 第11条 (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第12条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 大東市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職

## 旧

第1条 ～ 第15条 (略)

(再任用職員及び任期付職員についての適用除外)

第15条の2 第5条、第5条の3及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び大東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年条例第4号)第4条の規定により採用された職員には適用しない。

2 (略)

第16条 ～ 第19条 (略)

第1条 (略)

(育児休業をすることができない職員)

第2条 (略)

(1) ～ (4) (略)

第2条の2 ～ 第11条 (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第12条 (略)

(1) ～ (2) (略)

## 新

### 員

第13条 ～ 第20条 (略)

(部分休業を請求することができない職員)

第21条 (略)

(1) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(2) (略)

(部分休業の承認)

第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲内において30分を単位として行うものとする。

2 ～ 3 (略)

第23条 ～ 第27条 (略)

### (大東市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例)

第1条 (略)

(1週間の勤務時間)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間から31時間までの

## 旧

第13条 ～ 第20条 (略)

(部分休業を請求することができない職員)

第21条 (略)

(1) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(2) (略)

(部分休業の承認)

第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲内において30分を単位として行うものとする。

2 ～ 3 (略)

第23条 ～ 第27条 (略)

第1条 (略)

(1週間の勤務時間)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間

## 新

範囲内で任命権者が定める。

4 ～ 5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児

## 旧

勤務職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間から31時間までの範囲内で任命権者が定める。

4 ～ 5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内

## 新

短時間勤務等の内容に従った週休日) を設ける場合に限り、市長と協議して、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

第5条 ～ 第11条 (略)

(年次有給休暇)

第12条 (略)

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2) (略)

2 ～ 3 (略)

4 定年前再任用短時間勤務職員及び大東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条、第3条又は第4条の規定により採用された職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「1の年」とあるのは「1の年度」と、同項第2号中「当該年」とあるのは「当該年度」と、「その年」とあるのは「その年度」と、第2項中「当該年の翌年」とあるのは「当該年度の翌年度」とする。

第13条 ～ 第19条 (略)

(大東市職員の退職手当に関する条例)

第1条 (略)

(適用範囲)

第2条 この条例の規定による退職手当は、大東市一般職の職員の給与に関する条例(平成8年条例第3号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員のうち常時勤務に服することを要するもの及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下これらを「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

## 旧

容に従った週休日) を設ける場合に限り、市長と協議して、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

第5条 ～ 第11条 (略)

(年次有給休暇)

第12条 (略)

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2) (略)

2 ～ 3 (略)

4 再任用職員及び大東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条、第3条又は第4条の規定により採用された職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「1の年」とあるのは「1の年度」と、同項第2号中「当該年」とあるのは「当該年度」と、「その年」とあるのは「その年度」と、第2項中「当該年の翌年」とあるのは「当該年度の翌年度」とする。

第13条 ～ 第19条 (略)

第1条 (略)

(適用範囲)

第2条 この条例の規定による退職手当は、大東市一般職の職員の給与に関する条例(平成8年条例第3号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は大東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年条例第4号)第4条の規定により採用された者を除く。)及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下これらを「職

## 新

第2条の2 ～ 第3条 (略)

(1 1年以上2 5年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 (略)

(1) 法第2 8条の6 第1項の規定により退職した者 (法第2 8条の7 第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。) 又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した者

(2) ～ (3) (略)

2 ～ 3 (略)

(2 5年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 (略)

(1) 2 5年以上勤務し、法第2 8条の6 第1項の規定により退職した者 (法第2 8条の7 第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。) 又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した者

(2) ～ (6) (略)

2 前項の規定は、2 5年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者 (同項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

第5条の2 ～ 第6条の3 (略)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間 (第5条の2 第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。) の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月 (法第2 7条及び第2 8条の規定による休職 (公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職その他規則で定める要件を満たす休職を除く。)、法第2 9条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職

## 旧

員」という。) が退職した場合に、その者 (死亡による退職の場合には、その遺族) に支給する。

第2条の2 ～ 第3条 (略)

(1 1年以上2 5年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 (略)

(1) 法第2 8条の2 第1項の規定により退職した者 (法第2 8条の3 第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。) 又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した者

(2) ～ (3) (略)

2 ～ 3 (略)

(2 5年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 (略)

(1) 2 5年以上勤務し、法第2 8条の2 第1項の規定により退職した者 (法第2 8条の3 第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。) 又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した者

(2) ～ (6) (略)

2 前項の規定は、2 5年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者 (前項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

第5条の2 ～ 第6条の3 (略)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間 (第5条の2 第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。) の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月 (法第2 7条及び第2 8条の規定による休職 (公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職その他規則で定める要件を満たす休職を除く。)、法第2 9条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職

## 新

務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) ～ (5) (略)

2 ～ 5 (略)

第6条の5 ～ 第9条 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことによるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。

## 旧

務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) ～ (5) (略)

2 ～ 5 (略)

第6条の5 ～ 第9条 (略)

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことによるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

## 新

5 ～ 10 (略)

11 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12 ～ 17 (略)

第11条 ～ 第12条 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第13条 (略)

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2 ～ 4 (略)

5 (略)

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合

(3) (略)

## 旧

5 ～ 10 (略)

11 (略)

(1) ～ (4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12 ～ 17 (略)

第11条 ～ 第12条 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第13条 (略)

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2 ～ 4 (略)

5 (略)

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合

(3) (略)

## 新

6 ～ 10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 (略)

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

2 ～ 6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引

## 旧

6 ～ 10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 (略)

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し法第29条第2項及び第3項の規定による懲戒免職等処分（以下「再任用職員等に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員等に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

2 ～ 6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合に<sup>は</sup>、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引

## 新

き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2 ～ 6 （略）

第16条 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6か月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6か月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6か月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する大東市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したと

## 旧

き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員等に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員等に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2 ～ 6 （略）

第16条 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6か月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6か月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6か月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する大東市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したと

## 新

き（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

## 旧

き（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

## 新

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 ～ 8 （略）

第18条 ～ 第21条 （略）

### 附 則

1 ～ 3 （略）

4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第12項から第16項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。

5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第15項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

6 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第13項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 ～ 10 （略）

11 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項

## 旧

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員等に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員等に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 ～ 8 （略）

第18条 ～ 第21条 （略）

### 附 則

1 ～ 3 （略）

4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。

5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

6 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 ～ 10 （略）

11 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同

## 新

第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当

であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働  
ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第  
省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲  
1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導  
げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導  
基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業  
基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業  
指導を行うことが適当であると認めたもの (アに掲げる者を除く。)

指導を行うことが適当であると認めたもの  
とする。」

12 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第12項」とする。

13 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第13項」とする。

14 前2項の規定は、大東市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 年条例第 号）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師である職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

## 旧

項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当

であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働  
ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第  
省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲  
1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導  
げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導  
基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業  
基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業  
指導を行うことが適当であると認めたもの

指導を行うことが適当であると認めたもの (アに掲げる者を除く。) とする。」

## 新

15 給与条例附則第16項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

16 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者（附則第14項に規定する職員を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に」とあるのは「60歳に」と、同条の表及び第6条の3の表中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

### （大東市一般職の職員の給与に関する条例）

第1条 ～ 第3条 （略）

（給料表）

第4条 （略）

(1) （略）

(2) 任期付職員行政職給料表（別表第2）

(3) 定年前再任用短時間勤務職員行政職給料表（別表第3）

(4) （略）

第4条の2 ～ 第9条 （略）

（任期付職員の給料）

第10条 大東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第4号）第2条、第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、任期付職員行政職給料表（別表第2）に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

## 旧

第1条 ～ 第3条 （略）

（給料表）

第4条 （略）

(1) （略）

(2) 再任用職員行政職給料表（別表第2）

(3) 任期付職員行政職給料表（別表第3）

(4) （略）

第4条の2 ～ 第9条 （略）

（再任用職員及び任期付職員の給料）

第10条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、再任用職員行政職給料表（別表第2）に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 大東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第4号）第2条、第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、任期付職員行政職給料表（別表第3）に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級

## 新

(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給料)

第10条の2 (略)

2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額、定年前再任用短時間勤務職員行政職給料表(別表第3)に定める基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 (略)

第10条の3 ～ 第12条 (略)

(管理職手当)

第13条 (略)

2 (略)

3 管理職手当の月額、管理職手当額表(別表第6)に定める額とする。ただし、第1項に規定する職を占める職員が育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、同表に定める額に勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

4 (略)

第13条の2 ～ 第17条 (略)

(通勤手当)

第18条 (略)

(1) (略)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩に

## 旧

に応じた額とする。

(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給料)

第10条の2 (略)

2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 (略)

第10条の3 ～ 第12条 (略)

(管理職手当)

第13条 (略)

2 (略)

3 管理職手当の月額、管理職手当額表(別表第6)に定める額とする。ただし、第1項に規定する職を占める職員が育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、同表に定める額に勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

4 (略)

第13条の2 ～ 第17条 (略)

(通勤手当)

第18条 (略)

(1) (略)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤する

## 新

より通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア ～ ス (略)

(3) (略)

3 ～ 6 (略)

第19条 (略)

(時間外勤務手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 ～ 6 (略)

第21条 ～ 第26条 (略)

(期末手当)

第27条 (略)

2 (略)

## 旧

ものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア ～ ス (略)

(3) (略)

3 ～ 6 (略)

第19条 (略)

(時間外勤務手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 ～ 6 (略)

第21条 ～ 第26条 (略)

(期末手当)

第27条 (略)

2 (略)

## 新

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 ～ 7 (略)

第27条の2 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条の3 (略)

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 ～ 4 (略)

5 (略)

(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) ～ (3) (略)

6 ～ 9 (略)

(勤勉手当)

第28条 (略)

2 (略)

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基

## 旧

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 ～ 7 (略)

第27条の2 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条の3 (略)

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 ～ 4 (略)

5 (略)

(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) ～ (3) (略)

6 ～ 9 (略)

(勤勉手当)

第28条 (略)

2 (略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が

## 新

礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 ～ 6 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員に係る適用除外)

第28条の2 第5条（第1項を除く。）、第13条の2、第14条、第15条及び第17条の規定は定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員には適用しない。

第28条の3 ～ 第35条 (略)

(単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準)

第36条 (略)

(1) (略)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 給料、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

(3) (略)

第37条 (略)

附 則

1 ～ 15 (略)

16 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第18項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以

## 旧

それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 ～ 6 (略)

(再任用職員及び任期付職員に係る適用除外)

第28条の2 第5条（第1項を除く。）、第13条の2、第14条、第15条及び第17条の規定は再任用職員及び任期付職員には適用しない。

第28条の3 ～ 第35条 (略)

(単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準)

第36条 (略)

(1) (略)

(2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 給料、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

(3) (略)

第37条 (略)

附 則

1 ～ 15 (略)

## 新

上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。) とする。

17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務することを要しない職員

(2) 大東市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 年条例第 号）第1条の規定による改正前の大東市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第14号）第3条ただし書に規定する医師である職員

(3) 大東市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 大東市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

18 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第20項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における

## 旧

# 新

最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第16項から前項までに定めるもののほか、附則第16項の規定による給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第16項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (略)

別表第2 (略)

別表第3 (第4条、第10条の2関係)

定年前再任用短時間勤務職員行政職給料表

(単位 円)

等級	1級	2級	3級	4級
基準給料月額	187,700	215,200	255,200	274,600

# 旧

別表第1 (略)

別表第2 (第4条、第10条関係)

再任用職員行政職給料表

(単位 円)

等級	1級	2級	3級	4級
給料月額	187,700	215,200	255,200	274,600

備考 この表は、再任用職員に適用する。

別表第3 (略)

# 新

備考 この表は、定年前再任用短時間勤務職員に適用する。

別表第4 (略)

別表第5 (第4条の2関係)

等級別基準職務表

ア (略)

(略)

イ 定年前再任用短時間勤務職員行政職給料表等級別基準職務表

(略)

ウ (略)

(略)

エ (略)

(略)

別表第6 ~ 別表第7 (略)

(大東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例)

第1条 ~ 第2条 (略)

(職員派遣に係る除外職員)

第3条 (略)

(1) ~ (4) (略)

(5) 大東市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(6) (略)

2 (略)

第4条 ~ 第21条 (略)

# 旧

別表第4 (略)

別表第5 (第4条の2関係)

等級別基準職務表

ア (略)

(略)

イ 再任用職員行政職給料表等級別基準職務表

(略)

ウ (略)

(略)

エ (略)

(略)

別表第6 ~ 別表第7 (略)

第1条 ~ 第2条 (略)

(職員派遣に係る除外職員)

第3条 (略)

(1) ~ (4) (略)

(5) (略)

2 (略)

第4条 ~ 第21条 (略)

# 新

## (大東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例)

第1条 ～ 第2条 (略)

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

(1) ～ (11) (略)

第4条 ～ 第8条 (略)

## (大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例)

第1条 ～ 第6条 (略)

(一般職給与条例の準用)

第7条 (略)

第18条第2項第2号	定める額(育児短時間勤務職員等、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	定める額

第8条 ～ 第25条 (略)

# 旧

第1条 ～ 第2条 (略)

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

(1) ～ (11) (略)

第4条 ～ 第8条 (略)

第1条 ～ 第6条 (略)

(一般職給与条例の準用)

第7条 (略)

第18条第2項第2号	定める額(育児短時間勤務職員等、 <u>再任用短時間勤務職員</u> 又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	定める額

第8条 ～ 第25条 (略)

## 議案第 9 2 号

大東市一般職の職員の給与に関する条例  
大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
大東市長等の給与に関する条例

新
<公布の日施行分>
(大東市一般職の職員の給与に関する条例)
第 1 条 ～ 第 2 7 条の 3 (略)
(勤勉手当)
第 2 8 条 (略)
2 (略)
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額、 <u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額、 <u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u> を乗じて得た額の総額
3 ～ 6 (略)

## 主要改正点

- ・大東市一般職の職員の給与に関する条例及び大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例にあっては、給料月額等を改定したこと。
- ・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び大東市長等の給与に関する条例にあっては、期末手当の額を改定したこと。

## 新旧対照表

旧
第 1 条 ～ 第 2 7 条の 3 (略)
(勤勉手当)
第 2 8 条 (略)
2 (略)
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額、 <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額
3 ～ 6 (略)

# 新

第28条の2 ～ 第37条 (略)

別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200

# 旧

第28条の2 ～ 第37条 (略)

別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200

新

<u>20</u>	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>	<u>358,000</u>	<u>406,900</u>	<u>446,900</u>
<u>21</u>	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>	<u>359,900</u>	<u>408,800</u>	<u>448,700</u>
<u>22</u>	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>	<u>410,600</u>	<u>450,200</u>
<u>23</u>	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>	<u>412,400</u>	<u>451,600</u>
<u>24</u>	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>	<u>414,300</u>	<u>453,100</u>
<u>25</u>	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>	<u>416,100</u>	<u>454,500</u>
<u>26</u>	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>	<u>417,600</u>	<u>455,800</u>
<u>27</u>	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	<u>457,100</u>
<u>28</u>	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>	<u>420,700</u>	<u>458,300</u>
<u>29</u>	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>	<u>459,300</u>
<u>30</u>	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,000</u>
<u>31</u>	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>460,800</u>
<u>32</u>	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>	<u>461,500</u>
<u>33</u>	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>	<u>462,200</u>
<u>34</u>	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>	<u>463,000</u>
<u>35</u>	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>	<u>463,700</u>
<u>36</u>	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>	<u>464,300</u>
<u>37</u>	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>	<u>464,800</u>
<u>38</u>	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>	<u>465,400</u>
<u>39</u>	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>	<u>466,000</u>
<u>40</u>	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>	<u>466,600</u>
<u>41</u>	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>	<u>467,100</u>
<u>42</u>	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>	<u>467,600</u>
<u>43</u>	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>	<u>468,000</u>
<u>44</u>	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>	<u>468,300</u>
<u>45</u>	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>	<u>468,600</u>
<u>46</u>	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>	

旧

<u>20</u>	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>	<u>358,000</u>	<u>406,900</u>	<u>446,900</u>
<u>21</u>	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>	<u>359,900</u>	<u>408,800</u>	<u>448,700</u>
<u>22</u>	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>	<u>410,600</u>	<u>450,200</u>
<u>23</u>	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>	<u>412,400</u>	<u>451,600</u>
<u>24</u>	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>	<u>414,300</u>	<u>453,100</u>
<u>25</u>	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>	<u>416,100</u>	<u>454,500</u>
<u>26</u>	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>	<u>417,600</u>	<u>455,800</u>
<u>27</u>	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	<u>457,100</u>
<u>28</u>	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>	<u>420,700</u>	<u>458,300</u>
<u>29</u>	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>	<u>459,300</u>
<u>30</u>	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,000</u>
<u>31</u>	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>460,800</u>
<u>32</u>	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>	<u>461,500</u>
<u>33</u>	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>	<u>462,200</u>
<u>34</u>	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>	<u>463,000</u>
<u>35</u>	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>	<u>463,700</u>
<u>36</u>	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>	<u>464,300</u>
<u>37</u>	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>	<u>464,800</u>
<u>38</u>	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>	<u>465,400</u>
<u>39</u>	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>	<u>466,000</u>
<u>40</u>	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>	<u>466,600</u>
<u>41</u>	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>	<u>467,100</u>
<u>42</u>	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>	<u>467,600</u>
<u>43</u>	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>	<u>468,000</u>
<u>44</u>	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>	<u>468,300</u>
<u>45</u>	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>	<u>468,600</u>
<u>46</u>	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>	

新

<u>47</u>	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>	
<u>48</u>	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>	
<u>49</u>	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>	
<u>50</u>	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>	
<u>51</u>	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	
<u>52</u>	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>	
<u>53</u>	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>	
<u>54</u>	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>	
<u>55</u>	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>	
<u>56</u>	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>	
<u>57</u>	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>	
<u>58</u>	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>	
<u>59</u>	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	
<u>60</u>	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	
<u>61</u>	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	
<u>62</u>	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>		
<u>63</u>	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>		
<u>64</u>	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>		
<u>65</u>	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>		
<u>66</u>	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>405,300</u>		
<u>67</u>	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>405,600</u>		
<u>68</u>	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>		
<u>69</u>	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>		
<u>70</u>	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>		
<u>71</u>	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>		
<u>72</u>	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>		
<u>73</u>	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>		

旧

<u>47</u>	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>	
<u>48</u>	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>	
<u>49</u>	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>	
<u>50</u>	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>	
<u>51</u>	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	
<u>52</u>	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>	
<u>53</u>	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>	
<u>54</u>	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>	
<u>55</u>	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>	
<u>56</u>	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>	
<u>57</u>	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>	
<u>58</u>	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>	
<u>59</u>	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	
<u>60</u>	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	
<u>61</u>	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	
<u>62</u>	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>		
<u>63</u>	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>		
<u>64</u>	<u>229,400</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>		
<u>65</u>	<u>230,100</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>		
<u>66</u>	<u>230,800</u>	<u>282,400</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>405,300</u>		
<u>67</u>	<u>231,700</u>	<u>283,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>405,600</u>		
<u>68</u>	<u>232,700</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>		
<u>69</u>	<u>233,400</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>		
<u>70</u>	<u>234,000</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>		
<u>71</u>	<u>234,500</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>		
<u>72</u>	<u>235,200</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>		
<u>73</u>	<u>236,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>		

新

<u>74</u>	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>		
<u>75</u>	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>		
<u>76</u>	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>		
<u>77</u>	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>		
<u>78</u>	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>		
<u>79</u>	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>		
<u>80</u>	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>		
<u>81</u>	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>		
<u>82</u>	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>		
<u>83</u>	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>		
<u>84</u>	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>		
<u>85</u>	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>		
<u>86</u>	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>			
<u>87</u>	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>			
<u>88</u>	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>			
<u>89</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>			
<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>			
<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>			
<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>			
<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>			
<u>94</u>		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>					
<u>95</u>		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>					
<u>96</u>		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>					
<u>97</u>		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>					
<u>98</u>		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>					
<u>99</u>		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>					
<u>100</u>		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>					

旧

<u>74</u>	<u>236,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>		
<u>75</u>	<u>237,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>		
<u>76</u>	<u>237,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>		
<u>77</u>	<u>238,400</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>		
<u>78</u>	<u>239,100</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>		
<u>79</u>	<u>239,800</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>		
<u>80</u>	<u>240,300</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>		
<u>81</u>	<u>240,800</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>		
<u>82</u>	<u>241,500</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>		
<u>83</u>	<u>242,200</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>		
<u>84</u>	<u>242,900</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>		
<u>85</u>	<u>243,500</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>		
<u>86</u>	<u>244,200</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>			
<u>87</u>	<u>244,900</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>			
<u>88</u>	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>			
<u>89</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>			
<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>			
<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>			
<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>			
<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>			
<u>94</u>		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>					
<u>95</u>		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>					
<u>96</u>		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>					
<u>97</u>		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>					
<u>98</u>		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>					
<u>99</u>		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>					
<u>100</u>		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>					

新

<u>101</u>		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>				
<u>102</u>		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>				
<u>103</u>		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>				
<u>104</u>		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>				
<u>105</u>		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>				
<u>106</u>		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>				
<u>107</u>		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>				
<u>108</u>		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>				
<u>109</u>		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>				
<u>110</u>		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>				
<u>111</u>		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>				
<u>112</u>		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>				
<u>113</u>		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>				
<u>114</u>		<u>301,000</u>					
<u>115</u>		<u>301,300</u>					
<u>116</u>		<u>301,700</u>					
<u>117</u>		<u>301,900</u>					
<u>118</u>		<u>302,100</u>					
<u>119</u>		<u>302,400</u>					
<u>120</u>		<u>302,700</u>					
<u>121</u>		<u>303,100</u>					
<u>122</u>		<u>303,300</u>					
<u>123</u>		<u>303,600</u>					
<u>124</u>		<u>303,900</u>					
<u>125</u>		<u>304,200</u>					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (略)

旧

<u>101</u>		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>				
<u>102</u>		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>				
<u>103</u>		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>				
<u>104</u>		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>				
<u>105</u>		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>				
<u>106</u>		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>				
<u>107</u>		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>				
<u>108</u>		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>				
<u>109</u>		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>				
<u>110</u>		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>				
<u>111</u>		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>				
<u>112</u>		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>				
<u>113</u>		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>				
<u>114</u>		<u>301,000</u>					
<u>115</u>		<u>301,300</u>					
<u>116</u>		<u>301,700</u>					
<u>117</u>		<u>301,900</u>					
<u>118</u>		<u>302,100</u>					
<u>119</u>		<u>302,400</u>					
<u>120</u>		<u>302,700</u>					
<u>121</u>		<u>303,100</u>					
<u>122</u>		<u>303,300</u>					
<u>123</u>		<u>303,600</u>					
<u>124</u>		<u>303,900</u>					
<u>125</u>		<u>304,200</u>					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (略)

# 新

## 別表第3（第4条、第10条関係）

### 任期付職員行政職給料表

（単位 円）

等級	給料月額
<u>1</u>	<u>185,200</u>
<u>2</u>	<u>191,700</u>
<u>3</u>	<u>198,500</u>
<u>4</u>	<u>205,400</u>
<u>5</u>	<u>212,400</u>
<u>6</u>	<u>219,200</u>
<u>7</u>	<u>226,100</u>
<u>8</u>	<u>232,200</u>
<u>9</u>	<u>237,900</u>
<u>10</u>	<u>243,100</u>
<u>11</u>	<u>251,800</u>
<u>12</u>	<u>256,800</u>
<u>13</u>	<u>262,700</u>

備考 この表は、任期付職員に適用する。

## 別表第4（第4条関係）

### 医療職給料表

（単位 円）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
	給料月額			
<u>1</u>	<u>253,600</u>	<u>338,400</u>	<u>400,400</u>	<u>471,700</u>
<u>2</u>	<u>256,100</u>	<u>341,400</u>	<u>403,300</u>	<u>474,000</u>
<u>3</u>	<u>258,600</u>	<u>344,200</u>	<u>405,900</u>	<u>476,200</u>

# 旧

## 別表第3（第4条、第10条関係）

### 任期付職員行政職給料表

（単位 円）

等級	給料月額
<u>1</u>	<u>182,200</u>
<u>2</u>	<u>188,700</u>
<u>3</u>	<u>195,500</u>
<u>4</u>	<u>202,400</u>
<u>5</u>	<u>209,400</u>
<u>6</u>	<u>216,200</u>
<u>7</u>	<u>223,200</u>
<u>8</u>	<u>229,500</u>
<u>9</u>	<u>235,400</u>
<u>10</u>	<u>240,700</u>
<u>11</u>	<u>249,400</u>
<u>12</u>	<u>255,000</u>
<u>13</u>	<u>261,600</u>

備考 この表は、任期付職員に適用する。

## 別表第4（第4条関係）

### 医療職給料表

（単位 円）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
	給料月額			
<u>1</u>	<u>249,800</u>	<u>335,000</u>	<u>399,000</u>	<u>471,700</u>
<u>2</u>	<u>252,300</u>	<u>338,000</u>	<u>401,900</u>	<u>474,000</u>
<u>3</u>	<u>254,800</u>	<u>340,900</u>	<u>404,500</u>	<u>476,200</u>

新

<u>4</u>	<u>261,100</u>	<u>347,100</u>	<u>408,600</u>	<u>478,500</u>
<u>5</u>	<u>263,300</u>	<u>349,800</u>	<u>411,000</u>	<u>480,700</u>
<u>6</u>	<u>267,100</u>	<u>352,800</u>	<u>413,300</u>	<u>482,900</u>
<u>7</u>	<u>270,900</u>	<u>355,900</u>	<u>415,400</u>	<u>485,100</u>
<u>8</u>	<u>274,700</u>	<u>358,700</u>	<u>417,300</u>	<u>487,300</u>
<u>9</u>	<u>278,300</u>	<u>361,100</u>	<u>419,500</u>	<u>489,300</u>
<u>10</u>	<u>282,300</u>	<u>363,700</u>	<u>422,200</u>	<u>491,400</u>
<u>11</u>	<u>286,300</u>	<u>366,400</u>	<u>424,800</u>	<u>493,500</u>
<u>12</u>	<u>290,300</u>	<u>369,200</u>	<u>427,500</u>	<u>495,600</u>
<u>13</u>	<u>294,000</u>	<u>372,100</u>	<u>429,900</u>	<u>497,700</u>
<u>14</u>	<u>298,000</u>	<u>375,600</u>	<u>432,400</u>	<u>499,800</u>
<u>15</u>	<u>301,900</u>	<u>378,600</u>	<u>434,800</u>	<u>501,900</u>
<u>16</u>	<u>305,700</u>	<u>382,200</u>	<u>437,300</u>	<u>504,000</u>
<u>17</u>	<u>309,300</u>	<u>385,600</u>	<u>439,300</u>	<u>506,100</u>
<u>18</u>	<u>312,800</u>	<u>388,300</u>	<u>441,700</u>	<u>508,100</u>
<u>19</u>	<u>316,300</u>	<u>390,800</u>	<u>444,000</u>	<u>510,100</u>
<u>20</u>	<u>319,800</u>	<u>393,400</u>	<u>446,400</u>	<u>512,100</u>
<u>21</u>	<u>323,400</u>	<u>396,100</u>	<u>447,900</u>	<u>513,900</u>
<u>22</u>	<u>327,100</u>	<u>398,300</u>	<u>450,300</u>	<u>515,700</u>
<u>23</u>	<u>330,500</u>	<u>400,200</u>	<u>452,600</u>	<u>517,600</u>
<u>24</u>	<u>333,800</u>	<u>401,800</u>	<u>454,900</u>	<u>519,500</u>
<u>25</u>	<u>337,300</u>	<u>403,800</u>	<u>456,900</u>	<u>521,200</u>
<u>26</u>	<u>339,800</u>	<u>406,100</u>	<u>459,200</u>	<u>523,000</u>
<u>27</u>	<u>342,400</u>	<u>408,300</u>	<u>461,400</u>	<u>524,800</u>
<u>28</u>	<u>344,700</u>	<u>410,600</u>	<u>463,700</u>	<u>526,600</u>
<u>29</u>	<u>347,100</u>	<u>412,900</u>	<u>465,800</u>	<u>528,200</u>
<u>30</u>	<u>348,900</u>	<u>415,000</u>	<u>468,100</u>	<u>530,000</u>

旧

<u>4</u>	<u>257,300</u>	<u>343,800</u>	<u>407,200</u>	<u>478,500</u>
<u>5</u>	<u>259,500</u>	<u>346,500</u>	<u>409,800</u>	<u>480,700</u>
<u>6</u>	<u>263,300</u>	<u>349,700</u>	<u>412,200</u>	<u>482,900</u>
<u>7</u>	<u>267,100</u>	<u>352,800</u>	<u>414,900</u>	<u>485,100</u>
<u>8</u>	<u>270,900</u>	<u>355,900</u>	<u>417,300</u>	<u>487,300</u>
<u>9</u>	<u>274,500</u>	<u>358,700</u>	<u>419,500</u>	<u>489,300</u>
<u>10</u>	<u>278,500</u>	<u>361,400</u>	<u>422,200</u>	<u>491,400</u>
<u>11</u>	<u>282,500</u>	<u>364,500</u>	<u>424,800</u>	<u>493,500</u>
<u>12</u>	<u>286,500</u>	<u>367,700</u>	<u>427,500</u>	<u>495,600</u>
<u>13</u>	<u>290,300</u>	<u>370,600</u>	<u>429,900</u>	<u>497,700</u>
<u>14</u>	<u>294,300</u>	<u>374,100</u>	<u>432,400</u>	<u>499,800</u>
<u>15</u>	<u>298,200</u>	<u>377,100</u>	<u>434,800</u>	<u>501,900</u>
<u>16</u>	<u>302,100</u>	<u>380,700</u>	<u>437,300</u>	<u>504,000</u>
<u>17</u>	<u>305,800</u>	<u>384,300</u>	<u>439,300</u>	<u>506,100</u>
<u>18</u>	<u>309,400</u>	<u>387,000</u>	<u>441,700</u>	<u>508,100</u>
<u>19</u>	<u>312,900</u>	<u>389,500</u>	<u>444,000</u>	<u>510,100</u>
<u>20</u>	<u>316,500</u>	<u>392,100</u>	<u>446,400</u>	<u>512,100</u>
<u>21</u>	<u>320,100</u>	<u>394,900</u>	<u>447,900</u>	<u>513,900</u>
<u>22</u>	<u>323,800</u>	<u>397,200</u>	<u>450,300</u>	<u>515,700</u>
<u>23</u>	<u>327,300</u>	<u>399,700</u>	<u>452,600</u>	<u>517,600</u>
<u>24</u>	<u>330,600</u>	<u>401,800</u>	<u>454,900</u>	<u>519,500</u>
<u>25</u>	<u>334,100</u>	<u>403,800</u>	<u>456,900</u>	<u>521,200</u>
<u>26</u>	<u>336,800</u>	<u>406,100</u>	<u>459,200</u>	<u>523,000</u>
<u>27</u>	<u>339,400</u>	<u>408,300</u>	<u>461,400</u>	<u>524,800</u>
<u>28</u>	<u>342,000</u>	<u>410,600</u>	<u>463,700</u>	<u>526,600</u>
<u>29</u>	<u>344,800</u>	<u>412,900</u>	<u>465,800</u>	<u>528,200</u>
<u>30</u>	<u>346,700</u>	<u>415,000</u>	<u>468,100</u>	<u>530,000</u>

新

<u>31</u>	<u>350,700</u>	<u>417,000</u>	<u>470,400</u>	<u>531,800</u>
<u>32</u>	<u>352,700</u>	<u>419,100</u>	<u>472,600</u>	<u>533,600</u>
<u>33</u>	<u>354,900</u>	<u>421,000</u>	<u>474,600</u>	<u>535,200</u>
<u>34</u>	<u>357,200</u>	<u>422,800</u>	<u>476,700</u>	<u>537,000</u>
<u>35</u>	<u>359,300</u>	<u>424,600</u>	<u>478,800</u>	<u>538,700</u>
<u>36</u>	<u>361,600</u>	<u>426,600</u>	<u>480,900</u>	<u>540,500</u>
<u>37</u>	<u>363,700</u>	<u>428,500</u>	<u>483,000</u>	<u>542,100</u>
<u>38</u>	<u>366,100</u>	<u>430,500</u>	<u>484,800</u>	<u>543,700</u>
<u>39</u>	<u>368,300</u>	<u>432,400</u>	<u>486,600</u>	<u>545,100</u>
<u>40</u>	<u>370,300</u>	<u>434,400</u>	<u>488,400</u>	<u>546,700</u>
<u>41</u>	<u>372,500</u>	<u>436,200</u>	<u>490,100</u>	<u>548,200</u>
<u>42</u>	<u>373,500</u>	<u>438,000</u>	<u>491,900</u>	<u>549,600</u>
<u>43</u>	<u>374,300</u>	<u>439,700</u>	<u>493,700</u>	<u>551,000</u>
<u>44</u>	<u>375,000</u>	<u>441,500</u>	<u>495,500</u>	<u>552,300</u>
<u>45</u>	<u>376,200</u>	<u>443,300</u>	<u>497,100</u>	<u>553,500</u>
<u>46</u>	<u>377,600</u>	<u>445,100</u>	<u>498,800</u>	<u>554,500</u>
<u>47</u>	<u>379,100</u>	<u>446,900</u>	<u>500,600</u>	<u>555,500</u>
<u>48</u>	<u>380,600</u>	<u>448,600</u>	<u>502,400</u>	<u>556,500</u>
<u>49</u>	<u>381,700</u>	<u>450,400</u>	<u>504,000</u>	<u>557,500</u>
<u>50</u>	<u>382,700</u>	<u>452,100</u>	<u>505,300</u>	<u>558,400</u>
<u>51</u>	<u>383,700</u>	<u>453,900</u>	<u>506,600</u>	<u>559,300</u>
<u>52</u>	<u>384,500</u>	<u>455,700</u>	<u>507,900</u>	<u>560,200</u>
<u>53</u>	<u>385,400</u>	<u>457,600</u>	<u>508,900</u>	<u>561,000</u>
<u>54</u>	<u>386,300</u>	<u>458,800</u>	<u>510,200</u>	<u>561,900</u>
<u>55</u>	<u>387,000</u>	<u>460,000</u>	<u>511,500</u>	<u>562,800</u>
<u>56</u>	<u>387,900</u>	<u>461,200</u>	<u>512,800</u>	<u>563,700</u>
<u>57</u>	<u>388,600</u>	<u>462,400</u>	<u>513,800</u>	<u>564,600</u>

旧

<u>31</u>	<u>348,900</u>	<u>417,000</u>	<u>470,400</u>	<u>531,800</u>
<u>32</u>	<u>351,300</u>	<u>419,100</u>	<u>472,600</u>	<u>533,600</u>
<u>33</u>	<u>353,500</u>	<u>421,000</u>	<u>474,600</u>	<u>535,200</u>
<u>34</u>	<u>355,800</u>	<u>422,800</u>	<u>476,700</u>	<u>537,000</u>
<u>35</u>	<u>357,900</u>	<u>424,600</u>	<u>478,800</u>	<u>538,700</u>
<u>36</u>	<u>360,200</u>	<u>426,600</u>	<u>480,900</u>	<u>540,500</u>
<u>37</u>	<u>362,400</u>	<u>428,500</u>	<u>483,000</u>	<u>542,100</u>
<u>38</u>	<u>364,800</u>	<u>430,500</u>	<u>484,800</u>	<u>543,700</u>
<u>39</u>	<u>367,000</u>	<u>432,400</u>	<u>486,600</u>	<u>545,100</u>
<u>40</u>	<u>369,000</u>	<u>434,400</u>	<u>488,400</u>	<u>546,700</u>
<u>41</u>	<u>371,300</u>	<u>436,200</u>	<u>490,100</u>	<u>548,200</u>
<u>42</u>	<u>372,500</u>	<u>438,000</u>	<u>491,900</u>	<u>549,600</u>
<u>43</u>	<u>373,900</u>	<u>439,700</u>	<u>493,700</u>	<u>551,000</u>
<u>44</u>	<u>375,000</u>	<u>441,500</u>	<u>495,500</u>	<u>552,300</u>
<u>45</u>	<u>376,200</u>	<u>443,300</u>	<u>497,100</u>	<u>553,500</u>
<u>46</u>	<u>377,600</u>	<u>445,100</u>	<u>498,800</u>	<u>554,500</u>
<u>47</u>	<u>379,100</u>	<u>446,900</u>	<u>500,600</u>	<u>555,500</u>
<u>48</u>	<u>380,600</u>	<u>448,600</u>	<u>502,400</u>	<u>556,500</u>
<u>49</u>	<u>381,700</u>	<u>450,400</u>	<u>504,000</u>	<u>557,500</u>
<u>50</u>	<u>382,700</u>	<u>452,100</u>	<u>505,300</u>	<u>558,400</u>
<u>51</u>	<u>383,700</u>	<u>453,900</u>	<u>506,600</u>	<u>559,300</u>
<u>52</u>	<u>384,500</u>	<u>455,700</u>	<u>507,900</u>	<u>560,200</u>
<u>53</u>	<u>385,400</u>	<u>457,600</u>	<u>508,900</u>	<u>561,000</u>
<u>54</u>	<u>386,300</u>	<u>458,800</u>	<u>510,200</u>	<u>561,900</u>
<u>55</u>	<u>387,000</u>	<u>460,000</u>	<u>511,500</u>	<u>562,800</u>
<u>56</u>	<u>387,900</u>	<u>461,200</u>	<u>512,800</u>	<u>563,700</u>
<u>57</u>	<u>388,600</u>	<u>462,400</u>	<u>513,800</u>	<u>564,600</u>

新

<u>58</u>	<u>389,500</u>	<u>463,400</u>	<u>514,600</u>	<u>565,500</u>
<u>59</u>	<u>390,300</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>	<u>566,400</u>
<u>60</u>	<u>391,100</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>
<u>61</u>	<u>391,600</u>	<u>466,200</u>	<u>517,100</u>	<u>568,000</u>
<u>62</u>	<u>392,100</u>	<u>466,900</u>	<u>517,900</u>	<u>568,900</u>
<u>63</u>	<u>392,500</u>	<u>467,600</u>	<u>518,800</u>	<u>569,800</u>
<u>64</u>	<u>393,000</u>	<u>468,300</u>	<u>519,600</u>	<u>570,700</u>
<u>65</u>	<u>393,300</u>	<u>469,000</u>	<u>520,500</u>	<u>571,600</u>
<u>66</u>		<u>469,700</u>	<u>521,400</u>	
<u>67</u>		<u>470,400</u>	<u>522,100</u>	
<u>68</u>		<u>471,000</u>	<u>523,000</u>	
<u>69</u>		<u>471,300</u>	<u>523,900</u>	
<u>70</u>		<u>472,000</u>	<u>524,700</u>	
<u>71</u>		<u>472,700</u>	<u>525,600</u>	
<u>72</u>		<u>473,400</u>	<u>526,500</u>	
<u>73</u>		<u>473,800</u>	<u>527,300</u>	
<u>74</u>		<u>474,400</u>	<u>528,200</u>	
<u>75</u>		<u>475,100</u>	<u>529,100</u>	
<u>76</u>		<u>475,800</u>	<u>529,800</u>	
<u>77</u>		<u>476,200</u>	<u>530,600</u>	
<u>78</u>		<u>476,800</u>	<u>531,500</u>	
<u>79</u>		<u>477,400</u>	<u>532,400</u>	
<u>80</u>		<u>477,900</u>	<u>533,300</u>	
<u>81</u>		<u>478,500</u>	<u>534,100</u>	
<u>82</u>		<u>479,000</u>	<u>535,000</u>	
<u>83</u>		<u>479,500</u>	<u>535,900</u>	
<u>84</u>		<u>480,000</u>	<u>536,800</u>	

旧

<u>58</u>	<u>389,500</u>	<u>463,400</u>	<u>514,600</u>	<u>565,500</u>
<u>59</u>	<u>390,300</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>	<u>566,400</u>
<u>60</u>	<u>391,100</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>
<u>61</u>	<u>391,600</u>	<u>466,200</u>	<u>517,100</u>	<u>568,000</u>
<u>62</u>	<u>392,100</u>	<u>466,900</u>	<u>517,900</u>	<u>568,900</u>
<u>63</u>	<u>392,500</u>	<u>467,600</u>	<u>518,800</u>	<u>569,800</u>
<u>64</u>	<u>393,000</u>	<u>468,300</u>	<u>519,600</u>	<u>570,700</u>
<u>65</u>	<u>393,300</u>	<u>469,000</u>	<u>520,500</u>	<u>571,600</u>
<u>66</u>		<u>469,700</u>	<u>521,400</u>	
<u>67</u>		<u>470,400</u>	<u>522,100</u>	
<u>68</u>		<u>471,000</u>	<u>523,000</u>	
<u>69</u>		<u>471,300</u>	<u>523,900</u>	
<u>70</u>		<u>472,000</u>	<u>524,700</u>	
<u>71</u>		<u>472,700</u>	<u>525,600</u>	
<u>72</u>		<u>473,400</u>	<u>526,500</u>	
<u>73</u>		<u>473,800</u>	<u>527,300</u>	
<u>74</u>		<u>474,400</u>	<u>528,200</u>	
<u>75</u>		<u>475,100</u>	<u>529,100</u>	
<u>76</u>		<u>475,800</u>	<u>529,800</u>	
<u>77</u>		<u>476,200</u>	<u>530,600</u>	
<u>78</u>		<u>476,800</u>	<u>531,500</u>	
<u>79</u>		<u>477,400</u>	<u>532,400</u>	
<u>80</u>		<u>477,900</u>	<u>533,300</u>	
<u>81</u>		<u>478,500</u>	<u>534,100</u>	
<u>82</u>		<u>479,000</u>	<u>535,000</u>	
<u>83</u>		<u>479,500</u>	<u>535,900</u>	
<u>84</u>		<u>480,000</u>	<u>536,800</u>	

## 新

<u>85</u>		<u>480,400</u>	<u>537,600</u>	
<u>86</u>		<u>481,000</u>	<u>538,500</u>	
<u>87</u>		<u>481,400</u>	<u>539,400</u>	
<u>88</u>		<u>481,900</u>	<u>540,300</u>	
<u>89</u>		<u>482,400</u>	<u>541,100</u>	
<u>90</u>		<u>483,000</u>		
<u>91</u>		<u>483,600</u>		
<u>92</u>		<u>484,000</u>		
<u>93</u>		<u>484,500</u>		
<u>94</u>		<u>485,100</u>		
<u>95</u>		<u>485,700</u>		
<u>96</u>		<u>486,300</u>		
<u>97</u>		<u>486,800</u>		

備考 この表は、医師に適用する。

別表第5 ～ 別表第7 (略)

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例)

第1条 ～ 第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～ (4) (略)

3 (略)

## 旧

<u>85</u>		<u>480,400</u>	<u>537,600</u>	
<u>86</u>		<u>481,000</u>	<u>538,500</u>	
<u>87</u>		<u>481,400</u>	<u>539,400</u>	
<u>88</u>		<u>481,900</u>	<u>540,300</u>	
<u>89</u>		<u>482,400</u>	<u>541,100</u>	
<u>90</u>		<u>483,000</u>		
<u>91</u>		<u>483,600</u>		
<u>92</u>		<u>484,000</u>		
<u>93</u>		<u>484,500</u>		
<u>94</u>		<u>485,100</u>		
<u>95</u>		<u>485,700</u>		
<u>96</u>		<u>486,300</u>		
<u>97</u>		<u>486,800</u>		

備考 この表は、医師に適用する。

別表第5 ～ 別表第7 (略)

第1条 ～ 第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～ (4) (略)

3 (略)

## 新

第6条 (略)

### (大東市長等の給与に関する条例)

第1条 ～ 第4条 (略)

(手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、大東市一般職の職員の給与に関する条例(平成8年条例第3号)第27条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 ～ 4 (略)

第6条 (略)

### <令和5年4月1日施行分>

### (大東市一般職の職員の給与に関する条例)

第1条 ～ 第27条の3 (略)

(勤勉手当)

第28条 (略)

2 (略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分

## 旧

第6条 (略)

第1条 ～ 第4条 (略)

(手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の210を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、大東市一般職の職員の給与に関する条例(平成8年条例第3号)第27条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 ～ 4 (略)

第6条 (略)

第1条 ～ 第27条の3 (略)

(勤勉手当)

第28条 (略)

2 (略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に

## 新

の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 ～ 6 (略)

第28条の2 ～ 第37条 (略)

(大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例)

本則 (略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

(単位 円)

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	
<u>1</u>	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>
<u>2</u>	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>
<u>3</u>	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>
<u>4</u>	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>
<u>5</u>	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>
<u>6</u>	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>
<u>7</u>	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>
<u>8</u>	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>
<u>9</u>	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>
<u>10</u>	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>

## 旧

支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3 ～ 6 (略)

第28条の2 ～ 第37条 (略)

本則 (略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

(単位 円)

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	
<u>1</u>	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>
<u>2</u>	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>
<u>3</u>	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>
<u>4</u>	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>
<u>5</u>	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>
<u>6</u>	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>
<u>7</u>	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>
<u>8</u>	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>
<u>9</u>	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>
<u>10</u>	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>

新

<u>11</u>	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>
<u>12</u>	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>
<u>13</u>	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>
<u>14</u>	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>
<u>15</u>	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>
<u>16</u>	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>
<u>17</u>	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>
<u>18</u>	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>
<u>19</u>	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>
<u>20</u>	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>
<u>21</u>	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>
<u>22</u>	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>
<u>23</u>	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>
<u>24</u>	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>
<u>25</u>	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>
<u>26</u>	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>
<u>27</u>	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>
<u>28</u>	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>
<u>29</u>	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>
<u>30</u>	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>
<u>31</u>	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>
<u>32</u>	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>
<u>33</u>	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>
<u>34</u>	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>
<u>35</u>	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>
<u>36</u>	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>
<u>37</u>	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>

旧

<u>11</u>	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>
<u>12</u>	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>
<u>13</u>	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>
<u>14</u>	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>
<u>15</u>	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>
<u>16</u>	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>
<u>17</u>	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>
<u>18</u>	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>
<u>19</u>	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>
<u>20</u>	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>
<u>21</u>	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>
<u>22</u>	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>
<u>23</u>	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>
<u>24</u>	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>
<u>25</u>	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>
<u>26</u>	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>
<u>27</u>	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>
<u>28</u>	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>
<u>29</u>	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>
<u>30</u>	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>
<u>31</u>	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>
<u>32</u>	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>
<u>33</u>	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>
<u>34</u>	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>
<u>35</u>	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>
<u>36</u>	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>
<u>37</u>	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>

新

<u>38</u>	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>
<u>39</u>	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>
<u>40</u>	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>
<u>41</u>	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>
<u>42</u>	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>
<u>43</u>	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>
<u>44</u>	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>
<u>45</u>	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>
<u>46</u>	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>
<u>47</u>	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>
<u>48</u>	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>
<u>49</u>	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>
<u>50</u>	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>
<u>51</u>	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>
<u>52</u>	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>
<u>53</u>	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>
<u>54</u>	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>
<u>55</u>	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>
<u>56</u>	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>
<u>57</u>	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>
<u>58</u>	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>
<u>59</u>	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>
<u>60</u>	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>
<u>61</u>	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>
<u>62</u>	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>
<u>63</u>	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>
<u>64</u>	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>

旧

<u>38</u>	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>
<u>39</u>	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>
<u>40</u>	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>
<u>41</u>	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>
<u>42</u>	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>
<u>43</u>	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>
<u>44</u>	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>
<u>45</u>	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>
<u>46</u>	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>
<u>47</u>	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>
<u>48</u>	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>
<u>49</u>	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>
<u>50</u>	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>
<u>51</u>	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>
<u>52</u>	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>
<u>53</u>	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>
<u>54</u>	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>
<u>55</u>	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>
<u>56</u>	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>
<u>57</u>	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>
<u>58</u>	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>
<u>59</u>	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>
<u>60</u>	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>
<u>61</u>	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>
<u>62</u>	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>
<u>63</u>	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>
<u>64</u>	<u>229,400</u>	<u>281,000</u>

新

<u>65</u>	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>
<u>66</u>	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>
<u>67</u>	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>
<u>68</u>	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>
<u>69</u>	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>
<u>70</u>	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>
<u>71</u>	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>
<u>72</u>	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>
<u>73</u>	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>
<u>74</u>	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>
<u>75</u>	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>
<u>76</u>	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>
<u>77</u>	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>
<u>78</u>	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>
<u>79</u>	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>
<u>80</u>	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>
<u>81</u>	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>
<u>82</u>	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>
<u>83</u>	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>
<u>84</u>	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>
<u>85</u>	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>
<u>86</u>	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>
<u>87</u>	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>
<u>88</u>	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>
<u>89</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>
<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>
<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>

旧

<u>65</u>	<u>230,100</u>	<u>281,500</u>
<u>66</u>	<u>230,800</u>	<u>282,400</u>
<u>67</u>	<u>231,700</u>	<u>283,100</u>
<u>68</u>	<u>232,700</u>	<u>284,000</u>
<u>69</u>	<u>233,400</u>	<u>285,000</u>
<u>70</u>	<u>234,000</u>	<u>285,800</u>
<u>71</u>	<u>234,500</u>	<u>286,600</u>
<u>72</u>	<u>235,200</u>	<u>287,400</u>
<u>73</u>	<u>236,000</u>	<u>288,200</u>
<u>74</u>	<u>236,600</u>	<u>288,700</u>
<u>75</u>	<u>237,200</u>	<u>289,100</u>
<u>76</u>	<u>237,700</u>	<u>289,600</u>
<u>77</u>	<u>238,400</u>	<u>289,800</u>
<u>78</u>	<u>239,100</u>	<u>290,100</u>
<u>79</u>	<u>239,800</u>	<u>290,300</u>
<u>80</u>	<u>240,300</u>	<u>290,700</u>
<u>81</u>	<u>240,800</u>	<u>290,900</u>
<u>82</u>	<u>241,500</u>	<u>291,100</u>
<u>83</u>	<u>242,200</u>	<u>291,500</u>
<u>84</u>	<u>242,900</u>	<u>291,800</u>
<u>85</u>	<u>243,500</u>	<u>292,100</u>
<u>86</u>	<u>244,200</u>	<u>292,400</u>
<u>87</u>	<u>244,900</u>	<u>292,700</u>
<u>88</u>	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>
<u>89</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>
<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>
<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>

新

<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>
<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>
<u>94</u>		<u>294,900</u>
<u>95</u>		<u>295,200</u>
<u>96</u>		<u>295,600</u>
<u>97</u>		<u>295,800</u>
<u>98</u>		<u>296,100</u>
<u>99</u>		<u>296,500</u>
<u>100</u>		<u>296,900</u>
<u>101</u>		<u>297,100</u>
<u>102</u>		<u>297,400</u>
<u>103</u>		<u>297,800</u>
<u>104</u>		<u>298,100</u>
<u>105</u>		<u>298,300</u>
<u>106</u>		<u>298,600</u>
<u>107</u>		<u>299,000</u>
<u>108</u>		<u>299,300</u>
<u>109</u>		<u>299,500</u>
<u>110</u>		<u>299,900</u>
<u>111</u>		<u>300,300</u>
<u>112</u>		<u>300,600</u>
<u>113</u>		<u>300,800</u>
<u>114</u>		<u>301,000</u>
<u>115</u>		<u>301,300</u>
<u>116</u>		<u>301,700</u>
<u>117</u>		<u>301,900</u>
<u>118</u>		<u>302,100</u>

旧

<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>
<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>
<u>94</u>		<u>294,900</u>
<u>95</u>		<u>295,200</u>
<u>96</u>		<u>295,600</u>
<u>97</u>		<u>295,800</u>
<u>98</u>		<u>296,100</u>
<u>99</u>		<u>296,500</u>
<u>100</u>		<u>296,900</u>
<u>101</u>		<u>297,100</u>
<u>102</u>		<u>297,400</u>
<u>103</u>		<u>297,800</u>
<u>104</u>		<u>298,100</u>
<u>105</u>		<u>298,300</u>
<u>106</u>		<u>298,600</u>
<u>107</u>		<u>299,000</u>
<u>108</u>		<u>299,300</u>
<u>109</u>		<u>299,500</u>
<u>110</u>		<u>299,900</u>
<u>111</u>		<u>300,300</u>
<u>112</u>		<u>300,600</u>
<u>113</u>		<u>300,800</u>
<u>114</u>		<u>301,000</u>
<u>115</u>		<u>301,300</u>
<u>116</u>		<u>301,700</u>
<u>117</u>		<u>301,900</u>
<u>118</u>		<u>302,100</u>

## 新

<u>119</u>		<u>302,400</u>
<u>120</u>		<u>302,700</u>
<u>121</u>		<u>303,100</u>
<u>122</u>		<u>303,300</u>
<u>123</u>		<u>303,600</u>
<u>124</u>		<u>303,900</u>
<u>125</u>		<u>304,200</u>

別表第2 (略)

### (議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例)

第1条 ～ 第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～ (4) (略)

3 (略)

第6条 (略)

### (大東市長等の給与に関する条例)

第1条 ～ 第4条 (略)

(手当)

第5条 (略)

## 旧

<u>119</u>		<u>302,400</u>
<u>120</u>		<u>302,700</u>
<u>121</u>		<u>303,100</u>
<u>122</u>		<u>303,300</u>
<u>123</u>		<u>303,600</u>
<u>124</u>		<u>303,900</u>
<u>125</u>		<u>304,200</u>

別表第2 (略)

第1条 ～ 第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～ (4) (略)

3 (略)

第6条 (略)

第1条 ～ 第4条 (略)

(手当)

第5条 (略)

## 新

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の215を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）第27条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 ～ 4 （略）

第6条 （略）

## 旧

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）第27条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 ～ 4 （略）

第6条 （略）

印刷物番号

4 - 6 9